

令和8年7月23日

各行政区長様

南 魚 沼 市
大和郷土地改良区
五城土地改良区
南魚沼土地改良区

令和8年度農業用水渇水対策支援事業について

日頃より市の農業行政に対し、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度の少雨、干天により農業用水の渇水相談が多いことから、南魚沼市では別紙の「南魚沼市渇水対策支援の流れ」のとおり、南魚沼市役所農林課及び各土地改良区を相談窓口として、渇水対策に係る経費等の支援を行うことといたしました。

必要書類に不備や不正があった場合は補助対象外となりますので、別紙をよくご覧いただき、遺漏のないよう申請をお願いします。

なお、補助金の申請は一度限りですので、全ての支払いが完了したら、必要書類を揃えて、南魚沼市役所農林課または各土地改良区の窓口で申請をお願いします。

補助金は確定次第振り込みをしますので、ご了承ください。

○同封書類 別紙 「南魚沼市渇水対策支援の流れ」（両面印刷）

○**渇水対策支援事業開始についての大切なお知らせですので、行政区長様におかれましては、早急に貴行政区が関係する農家組合長様や水利組合長様等にも必ずお伝えください。**

○**農業用水渇水対策支援事業の取り組みにあたって**

- ① 事業を開始する際は、実施する内容について、南魚沼市役所農林課へ必ずご一報ください。
- ② 事業の実施状況の写真を必ず撮影してください。
 - ・ 水不足の状況（水路等に水がない、田が乾いている状況等）
 - ・ 発電機やポンプ等の設置前、設置後、撤去後の状況
 - ・ 補水、散水している状況
- ③ 渇水対策支援事業による受益範囲と面積を確認してください。渇水対策完了後の実績報告時にお聞きします。

～裏面につづく～

○消雪井戸を使用する上での注意点

① 市有消雪井戸、県有消雪井戸を使用する場合

- ・使用する消雪井戸の井戸番号【制御盤に表示されています】、所在地を南魚沼市役所農林課(Tel 025-773-6663)へご連絡ください。
(農林課で消雪井戸の管理者に報告します。発電機手配は南魚沼市融雪協会を通じて行います。)
- ・通年契約になっている井戸を除いて、必ず発電機を使用してください。
*もし、商用電力を使用する場合は、電力会社と契約変更が必須です。
- ・農業用水の補水をしている旨を道路利用者に対し、十分周知してください。また、その井戸の使用について市及び管理者は一切の責任を負いません。

② 個人や事業所の井戸を使用する場合

- ・補助金申請に際し、使用した電力量、料金がわかる明細が必要になります。
※補助金額の算出時に過去の使用した電力量、料金と比較して計算する場合には過去の明細の提出を求める場合があります。

●お問い合わせは…

南魚沼市役所農林課	Tel025-773-6663
大和郷土地改良区	Tel025-777-2048
五城土地改良区	Tel025-775-3111
南魚沼土地改良区	Tel025-781-6130